

◎赤ちゃんの守り神



予防注射（接種）

どんな種類？いくらかかるの

赤ちゃんは、社会の宝。健康にたくましく成長させるのに欠かせないのが予防注射です。今日本で行われている小学校入学時までの接種は5種類。年齢に応じて接種の種類も違ってきますので、しっかり頭にいれ健康なお子さんに育ててください。

年齢の考え方

対象になる赤ちゃんの年の数え方は、誕生日の前日に1歳をたします。例えば1歳から2歳未満が対象のときは、1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前々日までとなります。下の表にあります「対象」をはずれますと定期外接種（自費）になりお金を払わなければなりません。

また三種混合や日本脳炎の第1期初回は、決められた接種間隔を外れますと自己負担になります。ただし、「接種希望書」を書いた場合は、平成20年3月までは自己負担はありません。三種混合は3～8週の間、日本脳炎は1～4週の間が接種期間になります。

予防接種の種類と回数	対 象
BCG（結核）・1回	生まれてから、6か月になる日の前々日まで
三種混合 第1期初回3回 第1期追加1回	3か月になる日の前日から7歳6か月になる日の前々日まで。 第1期初回は1回目と2回目を3～8週の間、2回目と3回目を、3～8週の間接種します。追加は3回目から1年から1年半をあけて接種します。
ポリオ（急性灰白髄炎）・2回	3か月になる日の前日から7歳6か月になる日の前々日までで、1回目と2回目は6週間以上あけます。
麻疹風しん混合 第1期1回 第2期1回	第1期：1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前々日まで 第2期：5歳から7歳未満で、小学校入学前の1年間（いわゆる幼稚園年長児の4月1日から3月31日まで）
日本脳炎 第1期初回2回 第1期追加1回	3歳の誕生日の前日から7歳6か月になる日の前々日まで。第1期初回は1回目と2回目を1～4週の間接種します。追加は2回目からおおむね1年をあけて接種します。 ただし現在、接種は見合わせ中です。

- 三種混合と三種混合の間にBCGやポリオの予防接種を入れないで、3回続けて終わらせることをおすすめいたします。集団接種のポリオは連絡なく対象の日程をあとにずらしていただいで大丈夫です。
- お勧めの順序・・・3か月になったらBCG→（4週以上あけて）三種混合1回目→（3～8週あけて）三種混合2回目→（3～8週あけて）三種混合3回目→（1週以上あけて）ポリオ→（4週以上あけて）・・・。

絶対やめよう飲酒運転・・・春の交通安全週間が始まります

5月11日(金)～5月20日(日)

日本の交通法規は、お酒を飲んでの運転には厳しい罰則が設けられています。最近外国籍市民の酒気帯び運転も目立っています。道路交通法では、**酒酔い運転**・・・3年以下の懲役または50万円以下の罰金。

酒気帯び運転・・・1年以下の懲役または30万円以下の罰金。

ひき逃げ・・・5年以下の懲役または50万円以下の罰金、となっています。

飲んだら絶対に運転はしないでください。

外国人モニターを募集しています

埼玉県はインターネットを使って、外国籍のみなさんから意見をお聞きする「外国籍県民モニター制度」というものを行っています。

この制度は外国籍の住民がよりよい環境で住んでいただくにはどうすればよいかを、おたずねする制度です。ぜひ声をお聞かせください。

- 募集人数：およそ100人
- 募集条件：(①から⑤の全部に当てはまる人)
 - ① 今年の4月1日現在で20歳以上の人
 - ② 埼玉県内に外国人登録をしている人
 - ③ 在留資格がある人
 - ④ 日本語(ひらがな)の読み書きができる人
 - ⑤ インターネットでホームページが見ることができ、日本語(ひらがな)でEメールを送ることができる人

※パソコンのない人は埼玉県国際課にお問い合わせください。

- モニターの仕事：アンケートに答えたり、埼玉県に意見や提案を出します。
- モニターの期間：2007年6月～2009年3月
- 申し込む方法：インターネットで申し込みます。下のURLからお願いします。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BQ00/index.htm> (国際課ホームページ)

※2007年5月31日(木)まで。

★問い合わせ先：埼玉県国際課

電話 048-830-2717

●大切なお子さまのために一寸お耳を

『就学援助費』と

『児童手当制度』を知っていますか

■ 就学援助費

富士見市などでは小・中学生を持つ家庭が経済的理由で学校に行かせることができない家庭に、援助金を出す制度があります。必要とされる方は役所(富士見市の場合・学校教育課)にお問い合わせください。当初の受付は終わっていますが、申請はいつでもできます。支給時期は原則2月、6月、10月の年3回となっています。

■ 児童手当制度

この制度は、児童を育てている人に手当てを支給することで生活が安定し、次の時代を担う児童の健やかな成長を期待して支給されるものです。

年齢は小学6年生(12歳到達の最初の3月31日まで)です。ただし前の年の所得が一定額(例・児童一人の場合 自営業者460万円 サラリーマン532万円・・・所得額は児童の数で異なります)を超えると支給されません。なお、この制度は、申請制ですので申し込みがないと支給されません。

申請は役所の担当をご確認ください(ふじみ野市は子育て支援課)。この法律は、新たに法改正が行われる予定です。詳しいことはまた紙面でご紹介いたします。

★「インフォメーションふじみの」翻訳者募集

「インフォメーションふじみの」は10年間休まず発行されてきました。さまざまな国の言語翻訳は、ネイティブの皆さんのご協力によるものです。今、この翻訳に携わってくださる方の数が足りません。ぜひお手伝いください。連絡は、ふじみの国際交流センターまで。 **電話 049-256-4290**